

議案第 93 号

公用車による散水栓カバーの破損事故に関する和解等について（追認）

公用車による散水栓カバーの破損事故に関する和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 故 名	公用車による散水栓カバーの破損事故
2 相 手 方	石垣市字白保 1960 番地 104 石垣空港ターミナル株式会社
3 事故発生年月日	令和 7 年 6 月 22 日
4 事故発生場所	石垣空港 ANA 側関係者駐車場
5 事案の概要	公用車による視察業務対応中、上記駐車場から移動しようとした際に、誤って左前方の植え込みに公用車を乗り上げ、設置されていた散水栓カバーを破損させた。当該事案に係る破損箇所の修繕について、相手方と和解し、損害賠償の額を決定するためには、議会の議決又は専決処分のいずれかの手続を経た上で、和解及び損害賠償の額を決定すべきところ、その手続を失念したまま、和解し、損害賠償金の支払が行われたものである。
6 和解締結日	令和 7 年 8 月 28 日
7 損害賠償額	16,500 円

令和 7 年 12 月 1 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を経ずに行われた和解及び損害賠償額の決定について、追認議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。